

# 検定検査証印類及び都道府県用数字印取扱要領

制定 平成16年10月1日 16要領第43号

最終改正 令和3年1月26日 令02要領第72号 一部改正

## 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この要領は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が行う証印類の貸付け及び数字印の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 証印類 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第74条に規定する検定証印（はり付け印を除く。）、計量証明検査済証印（はり付け印を除く。）、定期検査済証印（はり付け印を除く。）、装置検査証印及び消印並びに基準器検査規則（平成5年通商産業省令第71号）第28条に規定する基準器検査証印（はり付け印を除く。）及び消印をいう。
- 二 数字印 計量法（平成4年法律第51号）第72条第2項の規定による検定証印の有効期間の表示及び同条第3項の規定による検定証印の検定年月の表示並びに第75条第3項の規定による装置検査証印の有効期間の表示に使用する印をいう。
- 三 特定市町村 計量法第10条第2項に規定する特定市町村をいう。

## 第2章 証印類

(貸付け)

**第3条** 研究所は、証印類を都道府県及び特定市町村（以下「都道府県等」という。）に無償で貸付けるものとする。

(記号番号及び種類)

**第4条** 証印類の記号番号及び種類は、別表のとおりとする。

(貸付けの種類)

**第5条** 証印類の貸付けの種類は、新規貸付、増加貸付及び引換貸付とする。

- 2 新規貸付は、都道府県等が証印類を必要とするとき（次項に掲げるときを除く。）に行う。
- 3 増加貸付は、都道府県等が現に貸付けを受けている証印類の数量が不足したときに行う。
- 4 引換貸付は、都道府県等が現に貸付けを受けている証印類を消耗又は破損したときに当該証印類と引替えに行う。

(貸付け)

**第6条** 都道府県等は、証印類の新規貸付、増加貸付又は引換貸付を受けようとするときは、計量標準普及センター長が別に定める検定検査証印類貸付申請書を研究所に提出する。

- 2 研究所は、前項の提出を受けたときは、これを受理して計量標準普及センター長が別に定める検定検査証印類貸付書を発行して証印類の貸付けを行う。
- 3 前項の貸付けを受けた都道府県等（以下「証印類受領者」という。）は、計量標準普及センター

長が別に定める検定検査証印類受領書を研究所に提出する。

(返納)

**第7条** 証印類受領者は、証印類を返納(引換貸付を行う場合に証印類を返納するときを除く。)をしようとするときは、計量標準普及センター長が別に定める検定検査証印類返納書及び当該証印類を研究所に提出し、研究所は、これを確認して計量標準普及センター長が別に定める検定検査返納受領書を証印類受領者に送付する。

(亡失)

**第8条** 証印類受領者は、貸付けを受けている証印類を亡失したときは、遅滞なく計量標準普及センター長が別に定める証印類亡失報告書を研究所に提出しなければならない。

(監査)

**第9条** 研究所は、必要と認めるときは、貸付けている証印類の管理状況について監査を行うことができる。

(報告)

**第10条** 証印類受領者は、4月1日から翌年3月末日までの期間において貸付けを受けている証印類について、当該期間の終了後、計量標準普及センター長が別に定める検定検査用証印類現在数報告を遅滞なく研究所に提出しなければならない。

### 第3章 数字印

(交付)

**第11条** 研究所は、数字印を都道府県に交付するものとする。

(種類)

**第12条** 数字印の種類は、次のとおりとする。

- 一 押し込み印 年印
- 二 押し込み印 月印

(交付申請)

**第13条** 都道府県は、数字印の交付を受けようとするときは、計量標準普及センター長が別に定める検定検査用数字印交付申請書を研究所に提出する。

2 研究所は、前項の提出を受けたときは、これを受理して計量標準普及センター長が別に定める検定検査用数字印交付書を発行して数字印の交付を行う。

3 前項の交付を受けた都道府県は、計量標準普及センター長が別に定める検定検査用数字印受領書を研究所に提出する。

### 附 則

(施行日)

1 この要領は、平成16年10月1日から施行する。

(検定検査証印類取扱要領等の廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

- 一 検定検査証印類取扱要領(13要領第153号)
- 二 都道府県用数字印交付要領(13要領第154号)

(経過措置)

- 3 この要領の施行前に、前項の規定による廃止前の検定検査証印類取扱要領の規定によりなされた申請、証印類の受領その他の行為又は都道府県用数字印交付要領の規定によりなされた申請、数字印の受領その他の行為は、この要領の相当規定によりなされた申請、受領その他の行為とみなす。

**附 則 (26要領第71号・一部改正)**

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

**附 則 (26規程第71号・一部改正)**

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則 (30要領第25号・一部改正)**

この要領は、平成30年12月15日から施行する。

**附 則 (令02要領第72号・一部改正)**

この要領は、令和3年1月29日から施行する。

## 別表

記号番号	種 類
M 1	検定証印押込み印（イ） 6.0mm
M 2	検定証印打込み印（イ） 3.6mm
M 3	検定証印打込み印（ロ） 1.8mm
M 4	検定証印打込み印（ハ） 1.2mm
M 5	検定証印押込み印（ロ） 6.0mm
M 7	検定証印すり付け印（イ） 24.0mm
M 8	検定証印すり付け印（ロ） 12.0mm
M 9	検定証印すり付け印（ハ） 6.0mm
M10	検定証印（数無）すり付け印（二） 3.0mm
M11	検定証印（数有）すり付け印（二） 3.0mm
M19	計量証明検査済証印打込み印 4.5mm
M20	計量証明検査済証印打込み印 3.6mm
M21	計量証明検査済証印打込み印 1.8mm
M24	検査済証印すり付け印（イ） 12.0mm
M25	検査済証印すり付け印（ロ） 3.0mm
M26	定期検査済証印打込み印年用（イ） 4.5mm
M26-1	定期検査済証印打込み印西暦年用（イ） 4.5mm
M27	定期検査済証印打込み印年用（ロ） 3.0mm
M27-1	定期検査済証印打込み印西暦年用（ロ） 3.0mm
M28	定期検査済証印打込み印年用（ハ） 1.8mm
M28-1	定期検査済証印打込み印西暦年用（ハ） 1.8mm
M31	検定消印打込み印（大）
M32	検定消印打込み印（中）
M33	検定消印打込み印（小）
M34	検定消印すり付け印（大）
M35	検定消印すり付け印（中）
M38	検定証印焼印（角） 12.0mm
M39	検定証印焼印（角） 6.0mm
M41	基準器検査証印打込み印 4.0mm
M42	基準器検査証印打込み印 2.0mm
M43	基準器検査証印打込み印 1.0mm
M44	基準器検査証印すり付け印 6.0mm
M45	基準器検査証印すり付け印 3.0mm
M46	基準器検査証印押込み印 24.0mm
M70	装置検査証印押込み印 8.0mm
M71	頭部検査証印押込み印 6.0mm
M72	頭部検査証印押込み印 3.6mm